

北広島市請負工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、北広島市が発注する請負工事の成績評定(以下「評定」という。)に関し必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、北広島市建設工事執行規則(昭和46年広島町規則第17号)第2条第1項に規定する建設工事であって、契約金額が130万円を超える工事について行うものとする。ただし、維持、修繕等の工事及び会計室長が必要がないと認めたものについては、評定を省略することができる。

(評定者)

第3条 評定を行う者(以下「評定者」という。)は、工事監督員(北広島市建設工事執行規則第2条第7項に規定する工事監督員をいう。以下同じ。)及び検査員(北広島市契約規則(平成15年北広島市規則第12号)第53条第1項に規定する検査員をいう。以下同じ。)とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、請負工事成績評定表(別記第1号様式。以下「評定表」という。)により、別に定める請負工事成績評定基準に基づき、請負工事ごとに行うものとする。

(評定表の提出等)

第5条 評定は、工事監督員にあつては当該監督を行った請負工事が完成したときに、検査員にあつては当該検査(跡請保証部分検査及び跡請保証部分修補工事完了検査を除く。)を行ったときに、それぞれ行うものとする。

2 評定者は、評定を行ったときは、速やかに評定表、請負工事成績の評定結果(別記第2号様式)及び項目別評定点(別記第3号様式)を作成し、市長に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第6条 市長は、前条第2項の規定により評定表の提出があつたときは、速やかに、その評定結果を請負工事成績の評定結果(別記第2号様式)及び項目別評定点(別記第3号様式)により当該工事の請負者に通知するものとする。

(評定の修正)

第7条 市長は、前条の評定結果の通知をした後において、既に通知した評定結果を修正すべきと認める場合は、評定を修正し、その修正した評定結果を既に通知した評定結果とともに請負者に通知するものとする。

(説明請求等)

第8条 市長は、第6条及び前条の評定結果を通知するに当たっては、当該結果を受理した日から起算して14日(北広島市の休日を定める条例(平成3年広島町条例第1号)第1条に規定する北広島市の休日(第3項において「休日」という。)を除く。)以内

に、書面により、評定の内容について説明を求めることができる旨、併せて通知するものとする。

- 2 市長は、前項の説明を求められたときは、当該評定表を確認し、速やかに請負工事成績説明について別記第4号様式により回答するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により回答するときは、回答を受理した日から14日(休日を除く。)以内に再説明を求めることができる旨、併せて通知するものとする。
- 4 市長は、前項の再説明を求められたときは、評定表を再確認し、速やかに請負工事成績説明について別記第4号様式により回答するものとする。
- 5 前項の規定により回答するに当たっては、あらかじめ、別に定める北広島市工事成績評定委員会に意見を聴くものとする。

(評定結果の公開)

第9条 市長は、第6条から前条までの規定により通知をした評定結果を、公開するものとする。

- 2 前項の公開は、工事成績評定結果表(別記第5号様式)を閲覧させる方法により行うものとする。
- 3 前項の閲覧は、会計室工事審査・検査担当において行うものとする。
- 4 閲覧しようとする者は、備付けの閲覧簿(別記第6号様式)に氏名その他の必要事項を記入しなければならない。

(公開の時期等)

第10条 工事成績評定結果の公開は、評定の結果が確定した月の翌月に行うものとする。

- 2 閲覧に供する期間は、公開した日から公開した日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(評定結果の特別報告)

第11条 次に掲げる工事については、市長及び建設工事契約事務審査委員会にその旨を報告するものとする。

- (1) 評定の合計点(以下「評定点」という)が80点以上である工事
 - (2) 評定点が65点未満である工事
 - (3) 法令遵守を行っていない等の理由により評定点が5点以上減点される工事
- (委任)

第12条 この要領に関し必要な事項は、会計室長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月1日から施行する。